

## 平成 30 年度個人情報保護委員会活動方針の方向性について

### ○策定方針

改正個人情報保護法の全面施行から 1 年、マイナンバー制度の導入から 3 年を迎える平成 30 年度において、引き続き、個人情報等が適正に取り扱われ、国民の安心・安全が確保されるよう、委員会の与えられた使命等に鑑み、委員会が取り組むべき活動について整理する。

### ○構成内容

#### 1. これまでの委員会の取組

「個人情報保護法関係」、「マイナンバー法関係」、「国際協力関係」の 3 項目を柱に、平成 29 年度中における監督等に係る活動や広報・啓発の取組など、各種活動状況について簡潔に記載する。

#### 2. 平成 30 年度における取組の基本的な考え方

これまでの委員会の取組を踏まえ、平成 30 年度はどのような考え方に基づき各種活動を進めていくか、具体的な取組につなげるための基本的な考え方について整理する。

#### 3. 具体的な取組

平成 30 年度に取り組むこととする具体的な活動について記載する。その際、特に次の 5 つのポイントについて盛り込むこととしたい。

- ①：消費者・子供向けの広報活動の拡充
- ②：相談内容の蓄積・分析、そして活用
- ③：特定個人情報保護評価指針の見直しを踏まえた対応
- ④：レビュー検査及び安全管理措置セミナーによる地方公共団体の底上げ
- ⑤：日本企業のグローバル活動の支援